

小金井市立前原小学校 いじめ防止基本方針

R7 年4月

小金井市立前原小学校では、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、いじめ防止に向けて、以下に示す基本姿勢をとることとする。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめの兆候や発生に迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- ②いじめはどの学級、集団にでも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないよう日常的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。



2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」（いじめを認知したらその日のうちに開催）

構成：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、副コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、対象児童担任 等

- ① いじめ事案と思われる案件が発生
- ② 教員（担任）は、管理職へ報告（認知から3時間以内）
- ③ 当該児童への聞き取り
- ④ 対策委員会を開く

(2) 「校内委員会」（原則月1回 火曜日）

構成：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、副コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、対象児童担任 等

<必要に応じて>

- ・スクールソーシャルワーカー
- ・生活指導部、各学年主任
- ・主任児童委員、民生児童委員、健全育成対策委員、地域の方
- ・児童相談所、こども家庭センター、警察署

<役割>いじめ実態把握、実態把握に向けての立案、いじめ対応の検討・指示
登校支援について

(3)「生活指導夕会」(原則週1回 金曜日)

- ・全教職員

役割…各学年、学級の児童に関する情報共有

学年、学級、児童に対する対応方針の確認及び徹底

3 いじめ未然防止のための取組

(1)学級経営の充実

- コミュニケーション能力を高める授業や、ユニバーサルデザインの視点に立った授業を実施する。また、「QUアンケート」の結果を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 個別最適学習・協働学習・対話を盛り込んだ授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 授業規律について、教職員全員の共通理解のもと、同じ指導ができるようにする。
- 児童一人一人の良さを認め、居場所のある学級経営を行う。
- 学年による打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって児童の指導にあたる。
- 「ふれあい月間」を活用し、児童の実態を把握するとともに、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。

(2)道徳教育・人権教育の充実

- 道徳の時間を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全教育活動を通じて道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- あいさつ運動やふれあい月間に、学校全体で取り組み、道徳の時間に生命尊重やあいさつの大切さ、言葉の使い方について指導する。
- 教職員自身も人権に配慮した言動に気をつける。

(3)相談体制の整備

- いじめの実態把握アンケート・QUアンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、生活指導夕会等で共通理解を図る。

(4)いじめ防止に対する対策

- 「いじめに関する授業」を定期的（学期に1回）に行い、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成するとともに、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」ことを自覚させる。
- 「ネット上のいじめ」の未然防止については、児童のインターネットに関する使用状況の実態把握（各学期終わりに確認）に努めるとともに、高学年児童を対象にネット安全教室やモラル教育を計画的に実施する。
- インターネットや携帯電話等の利用に関して、GIGAワークブックやファミリールールの方との連携した授業を参考に、家庭でのルールを作るよう啓発する。児童対象のネット安全教室を行う際、保護者に向けて話をいただく時間も作る。
- 家庭訪問、電話連絡、連絡帳等を通じた家庭との緊密な連携・協力を行う。
- 年3回、教職員のいじめ防止対策研修を行う。
- ふれあい月間に、教職員が、教育委員会からの「教員シート」に取り組み、いじめ防止に対する姿勢や知識を確認する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 毎日の児童観察

- 朝の健康観察・出席確認、朝会や集会時などでの児童観察をしっかり行い、日常の様子と比べて少しでも気になる様子があった場合は、速やかに、管理職、養護教諭や生活指導主任に情報を伝える。
- 3日以上欠席が続く児童に対しては、必ず連絡を取り、家庭での様子を聞き、対応する。
- 看護当番、日直等による、休み時間や放課後の校内巡視で、児童の様子や学校内を観察する。
- 教職員が、児童の様子をスズキ校務の「生徒指導」内に適宜記録する。
- 休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握する。

(2) 「QUアンケート」「児童用いじめアンケート」「教師用いじめアンケート」やスクールカウンセラー面接の実施

- 年2回（6月、11月）「QUアンケート」を実施する。また、「QUアンケート」の結果をもとに、要支援児童については、まず、担任が話を聞き、必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーと面談を行う。また、随時、保護者との面談も行う。非承認児童については、学校全体で、様々な場面でプラスの声かけをしていくようにする。
- ※1年生は11月、2～6年は6月、11月に実施する。
- 1学期に5年生全員対象のスクールカウンセラー面接を実施し、児童が相談しやすい環境を作る。
- 児童会による、いじめ防止に向けての取組を考え、全校で児童が主体となった活動を実践する。
- 「いじめアンケート（児童用・教師用）」（6、11、2月）を実施する。その結果をもとに、児童への聞き取りを行い、早期発見の手がかりとしていく。また、生活指導夕会で共有する。
- 毎月、いじめ認知報告を取りまとめ、教育委員会に提出する。

(3) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、電話、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育相談室、こども家庭センター、民生委員、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- 年度初めの保護者会において、いじめ防止基本方針について説明をする。
- 保護者に対して、学年始めの保護者会等でコーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを紹介し、相談しやすい環境を作る。
- 学校便りや保護者会、家庭訪問、個人面談などを活用し、保護者・地域からの情報提供を依頼したり、早期に情報を把握したりする。

(4) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園、保育所、学童保育と定期的に情報交換を行う。
- 地域の方による見守りボランティアや地域の方を講師に迎え、話を聞く（ハートフルウィーク等）などを通し、地域に育てられている実感をもたせる。
- いじめが複雑化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるように、関係機関と連携し、地域社会総掛かりで、いじめ問題解決に向けて取り組む。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やか（3時間以内）に校長・副校長に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、臨時で「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。3か月間いじめがなかったことを確認して、いじめが解消されたとする。
- いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、市教育委員会及び警察署等に報告して対応する。
- 「いじめアンケート」「QUアンケート」をもとに聞き取りを行い、適切に対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- (ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (イ) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- (ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合、学校及び学校設置者は速やかに組織を設け、調査を行う。
- 学校は、重大事態が発生した旨を市教育委員会へ報告し、連携して効果的な対策を講じていく。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。